

## ○学校における幼児児童生徒の転落事故防止の徹底について

平成23.11.24 平23教安体第731号 学校安全・体育課長から  
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長  
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会学校安全主管課長あて 通知

一昨日、県内の小学校で、児童が体育館ステージの天井裏に上がり、天井板を踏み抜き落下する事故が発生しました。

学校における転落事故等の防止につきましては、平成22年7月28日付け平22教安体第502号「学校における幼児児童生徒の転落事故防止の徹底について(通知)」などにより、かねてから特段の配慮をお願いしているところですが、今回の事故を受け、再発防止の徹底を図る観点から特に下記の点に配意し、学校における転落事故等の防止の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

なお、文部科学省リーフレット「学校における転落事故防止のために」等を添付しますので指導の参考としていただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 幼児児童生徒に天窓や屋上、ベランダ等の施設の危険性を一層理解させ、危険な行動をとらないよう継続的に指導する。
- 2 校舎や体育館の天井裏、屋上等に上がるためのタラップがついている場所を再度確認し、設置してある場合は幼児児童生徒が上がることをしないよう指導を徹底するとともに、タラップの近くに台となる物を置かないことや「使用禁止」などの表示をすること、状況に応じて出入り口を施錠することなど、幼児児童生徒が上がることをしないよう対策を講じる。
- 3 今回の事案を受け、本来、人が乗ることを想定していない渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等、乗ることにより破損して重大な事故につながる恐れのある施設設備がないか、今一度点検し、必要に応じて安全対策を講じる。
- 4 屋上をはじめ学校内の上ることができる高所の安全管理や安全指導について、あらためて教職員の十分な共通理解を図る。